

## 1 施設に対する法規制について

### 現状と問題点

- ・施設の定義が不明確 → 実態として他法に規定のある有料老人ホームと思われる施設等も混在
- ・利用者に生活保護を受給させ運営 → 第1種社会福祉事業（以下、1種事業）の保護施設と同様に機能
- ・届出制のため、経営主体に制限がない → 悪質な事業者が存在
- ・社会福祉法で行政権限（許可取消、事業経営の制限・停止）が与えられているが、行使のための基準が不明確 → 実効性のある指導ができない

### 意見

- ・施設の定義の明確化（届出済の施設については、施設の実態に即した法令を適用）
- ・施設は1種事業として扱うことが適当
- ・施設を1種事業と定義した後は、保護施設と同様に機能している施設に改めて許可を受けさせ、許可を得られない施設については利用者の転居先を確保することとし、無許可施設を生計保護における居住地としては認めない
- ・許可基準（社会福祉法第65条第1項の最低基準）を厳格に定め、当該基準を同法第72条に規定する制限又は停止の理由を明示したものと位置付け、指導の実効性を確保する

## 2 事業者に対する新たな規制について

### 現状と問題点

- ・ほとんどの施設で入所者の金銭管理が行われている → 速やかに金銭管理のできる第三者がない
- ・入所者を市外から連れてきている → 特定の自治体に負担が強い
- ・支援計画、債務整理支援、就労支援が不十分 → 入所期間の長期化
- ・住宅費に対して居室面積が狭小 → サービス費用が上乗せされている
- ・要介護者、障害者なども入所している → 入所者によっては必要な福祉サービスが受けられない
- ・収支状況について内容の説明まで義務づけられていない → 事業の透明性が担保されていない

### 意見

- ・施設が入所者の金銭管理をできる要件を厳格に規定し、それ以外は第三者機関を整備したうえで行わせる
- ・市外から入所者を連れてこないことを許可基準に明示し、違反施設に対する罰則を設けるとともに、ホームレスに係る保護費は全額国が負担する
- ・支援計画、債務整理支援、就労支援を義務付け、入所期間の上限を定める
- ・住宅費はサービス費用を除いたもので算定し、サービス費用は新たな支援措置を講じる
- ・入所者が福祉サービスを受けられる法的整備を行い、施設に有資格職員の配置を求める
- ・収支報告の内容について説明義務を負わせ、違反施設に対する罰則も設ける

## 3 福祉事務所における取組みについて

### 現状と問題点

- ・慢性的なケースワーカー不足 → 総務省は自治体職員の削減を求めている
- ・積極的な転居支援はしていない → 劣悪な施設環境による転居費用の明確な支給基準がない
  - ・支援に熱心な自治体ほど負担が増える
  - ・保証人がいないため民間賃貸住宅への入居が困難
- ・施設滞在の適切性を判断していないため、その後の支援体制につながらない
  - 判断、支援に要するケースワーカーが慢性的に不足
- ・入所者から契約書や同意書を徴収したうえで施設が金銭管理をしているため、指導できない
  - 規制根拠がない

### 意見

- ・国は職員定数削減とは別のスキームによるケースワーカー確保のための措置を講じ、人件費については国庫補助または負担金など実績に応じた財政措置をする
- ・国は劣悪な施設環境による転居費用の明確な支給基準を設け、転居支援について特定の自治体に負担が偏らないように支援策を講じ、不動産業界との連携についても働きかけをする
- ・国は居宅への移行時に重点的な支援ができるよう自治体に人的・財政的支援を行う
- ・国は施設が入所者の金銭管理をできる要件を厳格に規定し、それ以外は第三者機関を整備したうえで行わせる

## 4 都道府県、指定都市、中核市本庁における取組みについて

### 現状と問題点

- ・運営適正化委員会が活用されていない
- ・施設からの届出項目は最低限のものしかなく、調査も立入調査体制・調査項目について統一されたものがない。また、公然と調査を妨害する事業者もいる
  - 事業継続性の判断が困難
  - ・行政の職員は専門的な知識が不足している
  - ・地域住民が実態を知る、意見を述べる機会がない
- ・自治体では施設職員の研修を行うマンパワーがない
  - 社会福祉事業の目的やサービスの在り方など、基本的な知識がないまま事業を実施
  - ・事業者が社会福祉事業と営利事業との差異を認識していない
  - ・施設職員のエンパワーメント意識が低い
  - ・施設職員に入所者に対する愛情や関心がない
- ・優良施設に対する財政支援はしていない → 施設の優良・不良を判断するのが困難

### 意見

- ・運営適正化委員会についての機能強化と広報を行う
- ・入居者の安定した居住確保に効果のある報告義務を負わせ、調査基準を設け実施体制に専門知識のある者・地域住民・運営適正委員会など行政以外の者を加える。国は自治体にそのための財政支援をする
- ・国において施設職員及び事業者向けの研修会を実施する
- ・国は施設の優良、不良を判断する基準を設ける